

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名 取締役社長 新井田 傳
(東証第一部 コード番号 7 5 5 4)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役
管理本部長 武 田 典 久
T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<http://www.kourakuen.co.jp/>

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 23 年 5 月 12 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」について一部訂正がございましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

1. 訂正の内容 (該当箇所のみ記載しております)

【訂正前】

1. 変更の理由

株主総会の開催場所を不測の事態が発生した場合に備え、会社法第 298 条に基づき取締役会にて決定できるようにするため、現行定款第 13 条 (株主総会の開催地) につきまして削除するものであります。

また、それに伴い第 14 条以降の条数の繰上げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 <u>12</u> 条 (条文省略)	第 1 条～第 <u>12</u> 条 (現行どおり)
(株主総会の開催地) 第 <u>13</u> 条 当社の株主総会は、福島県郡山市にて開催する。	(削 除)
第 <u>14</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>13</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)

【訂正後】

1. 変更の理由

株主総会の開催場所を不測の事態が発生した場合に備え、会社法第 298 条に基づき取締役会にて決定できるようにするため、現行定款第 12 条（株主総会の開催地）につきまして削除するものがあります。

また、それに伴い第 13 条以降の条数の繰上げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 11 条 (条文省略)	第 1 条～第 11 条 (現行どおり)
(株主総会の開催地) 第 12 条 当社の株主総会は、福島県郡山市にて開催する。	(削 除)
第 13 条～第 42 条 (条文省略)	第 12 条～第 41 条 (現行どおり)

以 上